



乳幼児の保護者の方 令和8年度保育所入所のお知らせ

☎こども保健課 子育て支援係 ☎77・1897

保育所入所の申込書は、新規入所児童だけでなく、4月以降も引き続き入所を希望する在所児童も提出が必要です。

保育所について

通常保育時間

保育所	入所可能児童	通常保育時間
第一保育所	1～5歳児	午前8時30分 ～午後4時30分
第二保育所	7ヶ月～5歳児	
第三保育所	1～5歳児	

入所資格

- ・町内に住民登録している
- ・仕事や出産、病気、障害、長期介護などで保育できる方がいない
- ※保護者以外に親族や他の方が保育できる場合は、入所できません。

保育所の申込みについて

△申込書の配布・提出先▽

■配布場所

- ・町内各保育所
- ・子育て支援係(保健センター内)

■配布開始 10月15日(水)

■提出先 子育て支援係

△在所児童の場合▽

現在利用している保育所で簡単な聞き取りを実施します。受付時に面談は実施しませんので、児童の同伴は必要ありません。受付期間中に必要書類を提出してください。

■受付期間

10月16日(木)～11月14日(金)

■受付時間 期間中の平日

午前8時30分～午後5時15分

△新規入所児童の場合▽

受付と同日に、簡単な聞き取りと面談を実施します。必要書類を持参し、入所希望児童と一緒に会場へお越しください。

マイナ救急実証事業開始のお知らせ

☎総務課 自治振興係 ☎77・3903

山武郡市広域行政組合消防本部では、総務省消防庁が実施する、「マイナ保険証」を活用して傷病者の受診歴や処方されているお薬などの情報を正確かつ早期に把握することで救急活動の円滑化を図る取組みである

【マイナ救急】の実証事業に、令和7年10月1日より全国全ての消防本部(720消防本部)とともに参加します。

10月1日(水)～令和8年3月31日(火)まで

■実証方法

傷病者本人の同意を基本として、救急隊がマイナ保険証の医療情報を専用端末により閲覧します。

■閲覧内容

- ①薬剤情報
- ②診療情報
- ③特定健診情報

■実施する救急隊

当消防本部管轄内の救急隊8隊(平日の日中時間帯に運用する本部救急隊は除きます。)

■期待される主な効果

救急隊への薬剤情報や通院歴の説明が簡潔に済むほか、お薬手

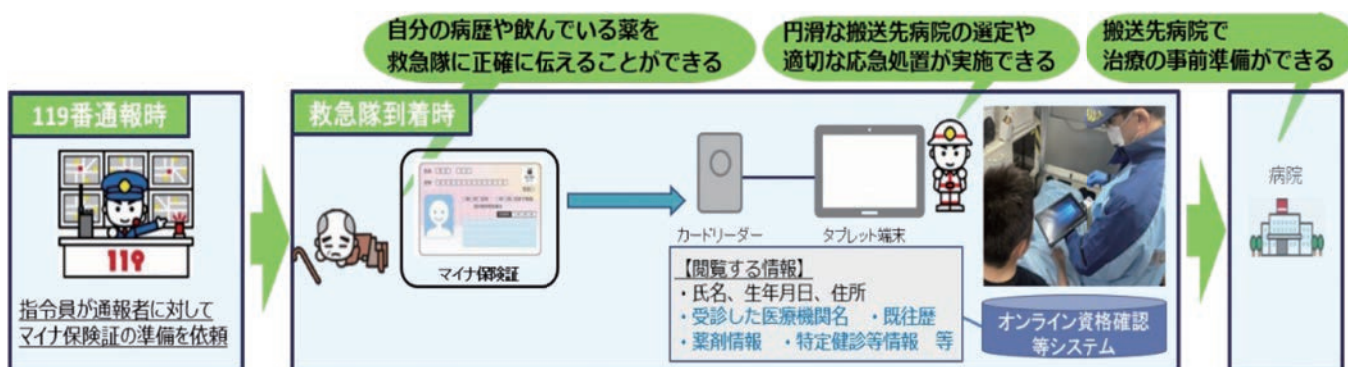
帳を探すなどの手間が省けるため、傷病者の負担が軽減します。血圧値など、通常時と救急要請時の比較ができ、傷病者の状態を把握しやすくなります。

医療機関は救急隊から情報が得られるため、治療の迅速な事前準備が可能になります。

『救急活動の円滑化のため、マイナ保険証の携行をお願いします』

■問合せ

山武郡市広域行政組合
消防本部 警防課救急係
☎0475-5218752
平日 午前9時～午後5時
FAX 0475-550131
E-mail fd.keibou@sanbukouki-chiba.jp



固定資産税 家屋(住宅・車庫・事務所など)を取り壊した方へ

家屋を取り壊したときは、次のとおり手続きが必要です。

把握できなかった場合、誤って課税されてしまう原因になります。必ず取り壊した年の年末までに手続きをしてください。

■登記がされている家屋を取り壊した場合

法務局で建物滅失登記をしてください。滅失登記の申請が12月末に間に合わない場合は、課税係までお申し出ください。

■登記がされていない家屋を取り壊した場合

課税係までその旨お申し出ください。職員にて現地調査を行

- 受付・面談日 11月15日(土)
- 時間 午前8時30分～11時30分
- 会場 保健センター
- 注意

○11月15日(土)に、受付・面談が出来ない方は、在所児童の受付期間に申込書を提出し、面談についてはご相談してください。

○受付日に発熱や風邪症状があ

る場合は来庁を控え、11月21日(金)までに必要書類を提出してください。

△町外の保育施設を希望する場合▽

町外の保育施設の利用を希望する場合でも、芝山町を通して申請が必要です。

申し込み期限や申請書類は、市町村ごとに異なるため、子育て支援係に相談してください。

☎町民税務課 課税係 ☎77・3915

い、取り壊し済みであることを確認します。

■補足 固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税されるため、12月末までに取り壊しを行った家屋は、翌年度より課税されなくなります。

- ①令和7年10月に取り壊した家屋の固定資産税
- ↓令和8年度から課税されません
- ②令和8年2月に取り壊した家屋の固定資産税
- ↓令和9年度から課税されません(令和8年度は課税されます)

定額減税補足給付金 (不足額給付)の 支給について

☎町民税務課 収税係 ☎77・3916

支給対象の方へ7月下旬にご案内を送付しています。

書類の提出が済んでいない方は、必要事項を記入のうえ、添付書類と併せて返信用封筒で返送してください(「支給のお知らせ」が届いた方はお手続き不要です)。

■提出期限

申請書…10月17日(金)
確認書…10月31日(金)

※提出期限を過ぎますと、給付金を支給することができませんのでご注意ください。
※詳しくは、左記二次元コードから町ホームページを確認してください。



▲町ホームページ